

## 公 示 送 達 書

下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるので地方税法第20条の2の規定により公示します。

この書類は、当役場において保管してありますから送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。

令和8年7月8日

稲美町長 中山 哲 郎

### 記

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名 (法人にあつては名称)
令和8年度 軽自動車税納税通知書	今井 光則
令和8年度 軽自動車税納税通知書	大山 真司
令和8年度 軽自動車税納税通知書	株式会社HOKUSEI
令和8年度 軽自動車税納税通知書	NGUYEN VAN THAI
令和8年度 軽自動車税納税通知書	合同会社ケイプロジェクト
令和8年度 軽自動車税納税通知書	財前 浩則
令和8年度 軽自動車税納税通知書	セラーノ ブリランテ エルビス ダニエル
令和8年度 軽自動車税納税通知書	岳 悠馬
令和8年度 軽自動車税納税通知書	西川 雅人
令和8年度 軽自動車税納税通知書	町原 恵太
令和8年度 軽自動車税納税通知書	有限会社 オノセ興産

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があつたものとみなされます。